

広島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十一月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第七十六号

広島県会計規則の一部を改正する規則

広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

広島県西部農業技術指導所
広島県広島西飛行場事務所

を

「広島県西部農業技術指導所」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年十一月十五日から施行する。